

広島県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができるとして指定している次の施設の指定を取り消した旨、世羅町選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十六年四月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
世羅町せら文化センター	世羅郡世羅町大字寺町一五八番地三	平成二六年三月二日
せらにしタウンセンター	世羅郡世羅町大字小国三三九三番地	平成二六年三月二日
世羅町甲山農村環境改善センター	世羅郡世羅町大字西上原二二三番地二	平成二六年三月二日